

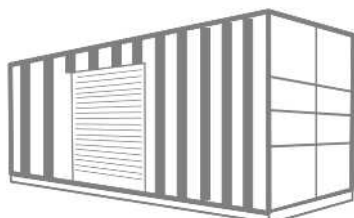
建築物を建てる前に、

建築確認申請が必要です!!

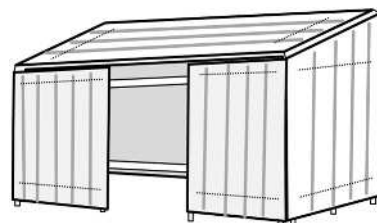
- 建築基準法は、国民（建物内外のすべての者）の生命、健康及び財産の保護を図るための最低限の基準を定めたものです。
- 建築基準法に定めた基準に適合しているか確認するための手続きが建築確認申請です。
- 新潟市内では一部の増築等（防火・準防火地域以外かつ床面積10㎡以下）を除き、建築物を建てる前に建築確認申請が必要です。
- 建築確認申請を怠った場合、工事施工者、設計者のほか建築主も処罰の対象となります。
- 都市計画法に基づく開発許可等が必要な場合があります。事前に各区役所建設課へ確認してください。

こんな建物も建築物です!!

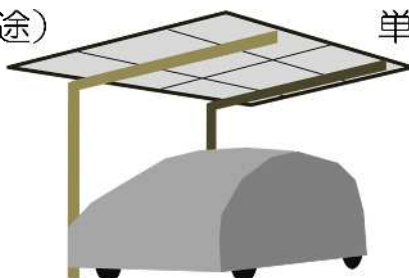
- 建築物とは「**屋根と壁**」または「**屋根と柱**」があるものです。
- 下記のような簡易的なものでも建築物です。



コンテナ（倉庫等の用途）



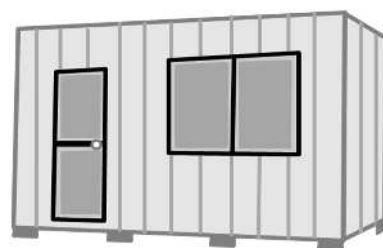
単管パイプ組による屋根かけ



カーポート



スチール物置※



プレハブ・ユニットハウス

※一部建築物に該当しないものもありますので下記へご相談ください。

問い合わせ先 新潟市建築部建築行政課

建築審査係（確認申請の手続きについて）

☎025-226-2849

監察指導係（既存の建築物について）

☎025-226-2845

建築確認申請の手続きの流れについては市のHPへ

